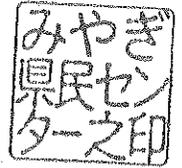


2011年7月7日

宮城労働局

局長 小山 浩 一 様



東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

代表世話人 青木 正芳 (元日本弁護士会副会長)

小沢 かつ (宮城県母親大会連合会会長)

北村 龍男 (宮城県保険医協会理事長)

高橋 治 (社会福祉法人ビーナス会理事長)

網島 不二雄 (元山形大学教授)

日野 秀逸 (東北大学名誉教授)

宮野 賢一 (仙台市緑ヶ丘被災者の会)

森 久一 (元山元町町長)

【事務所】

仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル305号室

TEL 022 (399) 6907

「解雇予告手当除外認定」に関する要請書

震災復旧・復興のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

さて、私ども団体は去る5月29日、「被災者・被災地が主役の復旧・復興を」の一致点で多くの県民・団体と連携することを掲げ発足した組織です。

早速、本題に触れさせていただきますが、3月11日の大震災により、仙台コロナ、泉コロナのアルバイト労働者が休業、自宅待機で賃金が得られず労働組合を立ち上げました。団体交渉を再三にわたり申し入れましたが、団体交渉に応じることなく、1ヶ月以上が経過した4月27日、会社側から突然、文書が送付され「解雇予告除外認定をうけたので解雇予告の支払は不要」との表明がなされました。私どもは、大震災により解雇され、生活不安を余儀なくされたコロナ労働者の生活救済のために、この「除外認定」について行政が安易に裁定することは、法律的にも疑問点が多く解明する必要があると判断しました。私どもの要請する事項につき、検討の上、是非ご回答されますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1、6月末現在、貴職が宮城県内で「除外認定」を裁定した事業所数を明らかにされること。また、申請却下の事業所数も明らかにされること。
- 2、施行規則によれば、所轄労働基準監督署長の認定にあたり、申請書面だけの審査によることなく、労使その他の関係者について実地に調査の上、慎重に決定すべきとなっておりますが、仙台、泉コロナ事業所は、壊滅的打撃を受け、営業の再開は不可能と判断されたのか、裁定に至った経緯を具体的に説明されること。また、関係する労働者からの事情聴取が具体的に行われたのか明らかにされること。
尚、6月15日、会社が明らかにしていることは、8月上旬には仙台コロナのパチンコ部門、ホテル部門の営業再開を予定していることです。
- 3、「除外認定」の性格と目的は、「予告手当の支払を免れようとする使用者の恣意的判断を規制する意図が監督指導上課せられた行政庁の任務」となっていますが、結果的にコロナの利用者を利する裁定となり、労働者が不利益を被っていることは、本件趣旨と相反する内容であり、再審査を検討すべきと考えられますが、貴職の見解を求めます。

以上